

令和6年度 立川市社会福祉法人指導監査実施方針

1 基本方針

立川市は、平成25年4月1日から、本市内に主たる事務所を置き、本市内でのみ事業を実施する社会福祉法人(以下「法人」という。)の所轄庁となり、以後法人への指導監査を実施してきた。

近年、福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約に移行し、株式会社やNPO法人など多様な供給主体の参入が拡大している中で、法人には、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉サービスを充足することにより、地域社会へ貢献していくことが求められている。その一方で、一部の法人による不適正な運営が指摘され、法人全体の信頼を失墜させる事態に至っている。

こうした状況を踏まえ、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進など、法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成29年4月1日（一部規定28年4月1日）付けで施行された。このことから、本市においても、社会福祉法の改正等の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理等、法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

また、法人に対する指導監査を実効性のあるものとするため、本市は、東京都との連携を密にし、効果的かつ円滑な指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

(1) 組織運営

ア 定款

(ア) 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

(イ) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、本市の認可を受けて行われているか。

イ 評議員

(ア) 要件を満たす者が適正な手続により選任又は解任されているか。

(イ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

(ウ) 善管注意義務を果たしているか。

ウ 評議員会

(ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

(イ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いて

いるか。

エ 理事

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続により選任又は解任されているか。
- (イ) 6人以上選任されているか。
- (ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続により行われているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- (カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

オ 監事

- (ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- (イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

カ 理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていない等の不適正な運営が行われていないか。）。
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- (オ) 議事録の信ぴょう性及び議事のてん末の具体性が認められるか。

キ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、厚生労働省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- (エ) 報酬等は（イ）の基準に従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

- ア 社会福祉事業を行うために必要な資金が確保されているか。
- イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。
- ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。
- エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し、又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。

(エ) 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続により、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証ひょう書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は、安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか（償還財源に寄付が予定されている場合は贈与契約に基づき確実に行われているか。）。

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

(ア) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

(イ) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

(ウ) 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

(エ) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 実施計画

(1) 対象法人

立川市長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、法人本部に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

(ウ) 監査体制

1 監査当たりの体制は、立川市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 30 年 5 月 18 日市長決定。以下「要綱」という。）第 7 条第 4 項に規定するとおりとする。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、東京都が行う施設等検査の日程との調整を経た後、監査実施の優先順位、法人の種別等を考慮して決定する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行い、法人本部に赴き、実地において実施する。
必要に応じて、法人の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

(ウ) 監査体制

1 監査当たりの体制は、要綱第 9 条第 5 項に規定するとおりとする。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(3) 全体計画の作成

本年度の監査計画は、別に定める。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、本年度 4 月 1 日時点で現存する法人とする。ただし、年度途中に設立された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

次に掲げる法人に該当するか否かを考慮し、監査対象を選定する。

(ア) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(イ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(ウ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問

題を有することが疑われる法人

(エ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

(オ) 新設かつ施設整備中の法人

(カ) 当該法人が運営する施設が東京都による施設等検査の時期に当たる法人

4 関係団体等との連携

(1) 東京都

本市による法人指導監査と東京都による施設等検査との実施に関する日程の調整、監査・検査結果に関する情報の交換、指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義の照会、法人に関する情報提供等により、東京都福祉局指導監査部との連携を図る。

(2) 本市の事業所管部署

児童福祉法関連事業、老人福祉法関連事業、障害者総合支援法関連事業等を所管する本市の各部署との間で事業の実施状況、法人の運営状況等について積極的に情報交換を行って共通認識を持ち、問題発生時の早期対応や指導面での連携強化を図る。